

フランスにおけるダンス指導者国家資格制度

－その概要と社会的背景－

市瀬 陽子

The state diploma system of dance teaching in France: Its outline and social context

ICHISE, Yoko

要旨

フランスにおけるダンス指導者資格制度 Diplôme d'Etat de professeur de danse (DE) は、独自の文化的・社会的背景のもと、強制力の強い国家資格として構想されたものである。その目的は、ダンスの指導を受ける側に対して「教育内容の質」ならびに「指導環境の安全と衛生」を国家が保証することとされ、この前提に立って、国の定める指針のもと、指定機関による一貫性のある教育プログラムが用意され資格審査が実施されている。資格制度を設けることの意義としては、当該分野の質を保持できること、職能について社会的な位置づけが明確になり、それが就業意識の喚起に結びつくことなどが挙げられる。折しも我が国においては、本年平成24年、中学校におけるダンスの必修化を受けて、ダンス業界として初めての公的指導者資格が制定されたところである。それについても併せて触れながら、今後さらにダンス業界に活力を与えるような制度、日本の文化や経済の発展向上に何らかか寄与するような資格制度が考案され機能していくことを願い、ダンス指導者資格の一例として、フランスにおける国家資格制度について述べる。

I. フランスにおける

ダンス指導者国家資格制度の概要

I-1. 概略

1989年7月10日施行の政令により、フランスでは国内でダンス（クラシックバレエ、ジャズダンス、コンテンポラリーダンスの三分野）を指導することに対して国家資格（ダンス指導者国家資格Diplôme d'Etat de professeur de danse）を取得することが義務づけられた¹⁾。その資格を持たない者がダンスを教えることは法的に許されなくなり、この政令に基づいて、現在、文化・コミュニケーション省の管轄下、国立ダンスセンター Centre National de la Danse (CND, 1998年設立) などをはじめ国内各地域の指定機関においてディプロマ取得のための教育プログラムが組まれており、志願者はそのプログラムを修めた後、最終的に審査を受けて資格の認定を得ることになる。

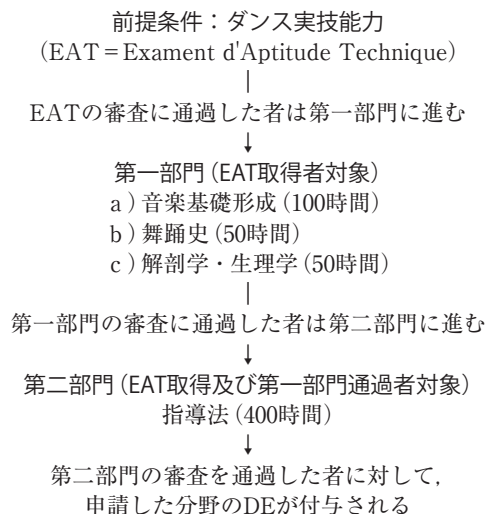
この制度の趣旨は制令において明確にされており、まず「教師が一定の基準を満たした指導能力を有すること」、そしてダンス指導は身体的なリスクを常に伴うものである以上、「安全で衛生的な環境でレッスンが行われること」を、生徒とその家族に対して「国家が保証する」というものである。ここで最初に指摘しておきたいことは、この資格が「ダンサー」（実演家・表現者、あるいは振付師や制作者）としての資質や才能ではなく、「指導者」としての資格、能力を保証するものだけということである。両者を明確に区別して扱っていることを、ここで確

認しておきたい。そもそも資格の名称がそれを表しているのだから敢えて強調するまでもないと思われるかもしれないが、この後日本における指導者資格の問題に言及する際に、もう一度触れることになるからである。

I-2. 教育プログラムとその内容

この資格を取得するための教育プログラムは、以下の三つの段階から成っている。まず第一に基本的なダンス技術の習得度

【ダンス指導者国家資格取得のプロセス】



(EAT=Exament d'Aptitude Techniqueダンス技能審査)が審査され、それを通過すると、指定機関において提供される4ユニット・計600時間のプログラムを消化し、その後最終的に試験に臨む。これらのユニットに関しては、志願者が何らかの関連資格を有する場合、それに応じて免除の措置が取られることになっている²⁾。

上記のうち、EATおよび第二部門(指導法)に関しては、クラシックバレエ、ジャズダンス、コンテンポラリーダンスのうちの一分野を選択することになっている。これに対して第一部門のユニットでは受験者が志望する分野による区別はなく、ダンスに関わる基礎的な知識に関しては、専門分野に偏らない配慮がなされている。自分の分野にだけ詳しいのではなく、ある程度バランスの取れた基礎知識が必要とされているのである。

それぞれの教育内容の概略は次の通りである。

EAT

- 1) 身体動作についての正確な知識
- 2) 音楽性・テンポ感
- 3) 芸術的なセンス
- 4) 選択した分野に応じたテクニックの分析・説明
- 5) 創作能力

音楽基礎形成

- 1) 音楽の聴き取り能力
テンポや拍子の理解、楽器の分類と音色の理解、読譜能力、メロディーやリズムの記憶・再現、音楽形式の理解と、中世から現代までの音楽史及び様式の把握など
- 2) ソルフェージュ能力
リズムの表現、音の強弱、速度の変化、音程、用語、ポリフォニーや対位法等の理解など

舞踊史

- 1) ドキュメント・リサーチ方法の基礎
- 2) 歴史に関する知識(中世から20世紀まで)
- 3) コンテンポラリーダンスの歴史
- 4) ジャズダンスの歴史
- 5) 現代フランスの動向

解剖学・生理学

- 1) 頭部・体幹・上肢・下肢に関する知識
- 2) 各部の関連や機能
- 3) 生理学的知識など

指導法

ダンスを教える能力を培うことを目的とする科目。400時間

のうち200時間は、志願者が実際にレッスンをを行う、いわば教育実習のような形で指導を受ける。子どものクラスでは、4～6歳(導入期)、6～8歳(入門期)で指導内容が違って来る。

- 1) 生徒の年齢やレベルに合わせた指導ができる
- 2) レッソンの構成力
- 3) 生徒のレベルに合った、音楽の効果的な使用
- 4) 解剖学・生理学の知識を指導に応用する能力
- 5) 心理学、脳科学の知識を応用し考察する
- 6) 指導実習(200時間)

ダンス指導者資格のコンセプトは、この教育プログラム自体が雄弁に語っている。前提としてまず一定レベルの「実技能力」が必須とされ、しかる後に通過すべき条件として「解剖学・生理学」、またそれに等しく「舞踊史」に時間を割き、さらに「音楽基礎形成」に対してより多くの時間が費やされるなど、必要な知識や教養のガイドラインが明示され、学習の目安となっている。教える能力については教育実習が重視されているが、それを効果的に行うための前提となる論理的な学習にも、同等の時間が割かれる。ガイドラインを踏まえたものであれば、指導内容などの具体的な面については、各教育機関、さらには現場で実際に指導に当たる教師に、多くが委ねられている。例えば第一部門のユニットの一つである舞踊史に関しては、目安となる教科書がCNDより出版されているが、それは各志願者が参考とすべきものとして捉えられており、指導プログラムにおける活用方法、テーマの選び方などは現場の指導者に委ねられている。

1-3. 審査方法

それぞれのユニットについて要綱・審査方法が明文化され公開されており、審査は次に挙げるような方法によって行われる。

EAT

資格取得のための単位取得に進む前提条件となっているダンスの実技能力については、以下の試験が課される。(実技審査の準備講座やレッスン等も、教育プログラム実施機関で併せて行われていることが多い)

a) ヴァリアシオン(指定された振付):

文化省が決定する、1分30秒から3分までの振付

b) 創作:

志願者自ら選んだ音楽を使い、1分30秒から2分の振付を作り、自分の選択分野(クラシックバレエ、ジャズダンス、コンテンポラリーダンス)の技量を最大限に発揮するように踊る

c) 即興：

審査員が詳細な指示を行い、志願者はそれに則して30秒から1分、短い即興を踊る

各ユニットの試験

単位時間数を満たした志願者が受ける審査は次の通りである。

第一部門

a) 音楽基礎形成：口頭試問(25～30分)

楽曲の聴き取りと分析、リズム理解、記憶・再現

b) 舞踊史：筆記試験(3時間)

基礎知識を問う設問10題、および舞踊史に関して自ら選んだテーマについて記述する

c) 解剖学・生理学：口頭試問(45分)

志願者が当日引き当てた主題について、30分の準備時間が与えられた後、15分の口頭試問

第二部門(指導法)

第一部門の全てに合格すると、さらに第二部門、つまり志願者の選択した分野における「指導法」についての試験を受ける。内容は次の通り。

a) 試験時間1時間10分のうち、30分間は4～6歳あるいは6～8歳までのクラス、残りの40分間は9歳以上の生徒に実技レッスンを行う

b) 志願者が行った実技指導について、口頭試問30分

ここでは、レッスンの構成能力、解剖学・生理学の知識の応用、年齢に即した対応かどうかなどが審査対象とされる。

資格取得に向けた教育内容の大枠は以上の通りである。指導者資格の取得はあくまでもキャリアのスタートラインとして理解されるべきものであり、指導者として完成されゴール地点に到達したことを意味するのではない。スタートラインに立った指導者たちには、資格取得後も様々な形で勉強を続けたり、専門的な講座を受講したりする機会が設けられている。例えばCNDでは、常時、様々な講座やワークショップ、イベントやパフォーマンスなどの企画が展開されており、研鑽を積む機会が用意されている。それらの情報はCNDのホームページから誰でも容易に得ることができる。

I-4. ダンスのレッスン場等に関する法令

ダンスのレッスンが行われるスタジオについても、法令による定めがある。教室の責任者は法令に則した施設でレッスンを行う責任がある。すなわち、

- ・教室の床は、滑らないものであり、柔らかく、滑らかで、耐久性の高い材を均質に敷いたものでなければならない。コンクリート等に直接リノリウムを張ったようなものは不可。
- ・教室の代表者は、事故に備えて救急用品と電話機を教室に設置する。非常時に対応する組織、その住所と電話番号を、見えるところに掲示する。
- ・事故があって入院せざるを得ない場合は8日以内に所属の県に告げる。
- ・教室には最低トイレ1つとシャワー1つが設置されること(生徒数が一度に20名を超える場合は2つずつ、40名では3つ、60名では4つなど)。

また生徒の成長や健康を配慮して、以下の配慮が義務づけられている。

- ・4～7歳の子どものクラスでは、各分野に独特の技術を導入してはいけない。また強制された動き、過度のストレッチ、関節の無理な動きなどをさせてはいけない。
- ・教師は年度始めに、生徒全員がダンスを習っても差し支えない旨の医師の診断書を持っていることを確認する。教師が必要と判断した場合は、さらに詳しい検査を行った証明書を提示する必要がある。

II. フランスのダンス指導者国家資格制度の背景

II-1. 文化政策と社会的な背景

当然のことではあるが、資格制度はダンスの分野にだけ特別に設けられているわけではない。芸術系の資格の例としては、このダンス教師資格以外にも、音楽教師、ダンサーや演奏家といった実演家、他の分野では造形芸術(美術)、建築、文化財保存修復、映画、演劇、さらに音響やマルチメディア、サーカス、人形劇等々、多岐にわたる。フランスにおいて、これらは特に1980年代の文化政策のもと、芸術の機会拡充、概念拡大への方針に伴って展開されてきたものである。

1981年に社会党政権が成立すると、ミッテラン大統領の後押しによって文化政策は政府の重点項目となった。文化大臣に就任したジャック・ラングは文化省の使命を明確に宣言し、現実には文化省の予算はそれ以前の倍近くにまで増加、ラングの在任中に文化省設立以来の目標であった国家予算の1%レベルが達成されるに至る。文化施設等大規模な改築・設立が相次いで行われ、各地の文化会館(文化の家) Maison de Culture整備、オペラ・バステュー、ミッテラン図書館、ルーヴルのピラミッド等々を含む「グラン・プロジェ(grand projets:大計画)」は世界中の注目を集めることになった。この時期、文化政策の対象領域は絵画や彫刻などいわゆる純粋芸術だけでなく、ポピュラー文化や生活文化、ファッション、ロック、サーカス、スト

リート芸術、漫画などにまで広がっていき、また芸術教育にも大きな力が注がれることになった。

多大な予算を割いて運営された国家主導型の文化政策に対しては、1995年のジャック・シラク大統領就任後にその見直しが課題としてつきつけられることになった。しかし1996年秋に発表された報告によれば、文化事業を公共サービスとして実施するフランス型の意義が再確認され、国が地方公共団体等と協力して事業を実施する形が評価され、維持されることになる。

そうした流れに添う形で、1989年にダンス教師国家資格制度が定められ、その取得についても、文化芸術におけるバリエーションを緩和する前提に立ち、フランス全土において、各地の該当機関で教育を受けられる機会が提供されるような仕組みが整えられた。理念的な整合性だけでなく、このような形で制度が現実に運営され、教育環境が整えられたことによって、学ぶ者にとっては目標が明確になり、資格取得者には自信の裏づけとなって、雇用に繋がる道も開かれる。さらには資格制度を維持運営するためにも雇用が創出され、全体として就業意識を刺激する効果があることもまた見逃せない。

II-2. 就業サポート

医療や法律などをはじめとする専門職について分野ごとに資格があり、取得が義務づけられていることは、フランスも日本も事情はほぼ同じである。フランスでは現在までに資格の種類は約17,500タイトルにのぼり、その取得が就業への鍵となっている。多種多様な資格を一括検索できるウェブサイトが複数運営され、特定の職業に就くために必要な資格、その概要・取得方法、関連の教育機関などの情報を、誰でも容易に得ることができるような体制が整えられていて、このサイトを活用すれば、ダンス指導者になるための教師資格についても他の資格と全く同等に、十分な情報を得ることができるようになっている。つまりフランスにおいては、ダンスを含む芸術分野に対して何か別枠の資格が用意されているのではなく、芸術分野についても、他の様々な業種と同様の資格制度があり、同じように社会的な位置づけがなされているということである。

資格制度は、就業はもちろんのこと、教育とも密接に関わっている。舞踊分野も含めて、国民の就学から資格の取得、就業までをリンクさせた形で情報提供も充実している。若者向けの情報発信には特に教育的な配慮が行き届いており、国民教育省の国立教育・職業情報機構Office national d'information sur les enseignements et les professions (ONISEP) という組織が主導的な役割を果たしている。ONISEPにおいては、進路指導情報の探索と収集・作成、雇用・訓練に関する情報収集と、資料の編集、教育及び職業に関する情報の自動処理システムの開発、進路指導の観点から広報活動に必要な資料の作成、出版物配布の方針作成、実施等が業務として推進されている。

そのホームページでは、誰でも関心のある分野の職種について簡単に調べることができ、希望する職業に就くために必要な情報を得ることができる。例えば舞台芸術の職種を検索すると、歌手、俳優、衣装デザイン、ダンサー、照明、楽器制作、音響、舞台美術、音楽家、そして指導者（音楽とダンス）などがヒットする。それぞれに、仕事内容、場合によっては初任給などの収入に関する情報、その職に就くために必要な準備と取得すべき資格、資格を取得するための教育機関などを次々と検索していくことができるようになっている。情報はよく網羅されており、芸術分野も、社会の一角を担う就業の場として扱われていることが伺える。同様の就業サポートサイト《JOBENTREE》では、ダンサーという仕事について、同時にそれが定収入を得難い職業であることにも言及、5,000人のプロダンサーに対してバレエ団などに所属するのは500人という数字が参考として挙げられている。職業としてリアリティを持つための情報が、様々な形で提供されているのである。

こうしてみると、フランスのダンス指導者資格は国家資格の一つとして社会制度の一環に組み込まれ、教育制度や国の就業支援策ともリンクした形で運営されていることがわかる。資格制度を構想するに当たっては、その教育内容はもちろんのこと、社会的な関連にも視野を広げることが不可欠なのだ。このことは、今後日本におけるダンス指導者の資格や教育制度の可能性を考える上でも大切な視点の一つとなるはずである。

II-3. 制度の意味するもの

この項の最後に、フランスの資格制度に関して二つのことを指摘しておきたい。まず一つは、この制度の強制力についてである。フランスで該当分野のダンスを教えるには、既述の通りダンス指導者国家資格を取得することが義務づけられている。資格を持たない者が教えることは法的に許されない、そのような強制力を持った資格なのである。したがってこの資格制度は、指導者の質を保証すると同時に、就業に具体的に結びつく、非常に現実的なものと言っても良い。資格取得のために学ぶ機会を広く提供することは、すなわち、職業訓練を充実させるという配慮でもある。芸術、特にダンスについては、日本では些か浮き世離れたような漠然としたイメージが先行しがちで、職業意識と結びつきにくい面があるように思われるが、それとは対照的な環境である。

そしてもう一つは、フランスにおけるダンスの歴史、資格制度を生んだ文化的な背景である。クラシックバレエはフランスの伝統芸術の一つと言って良いほどの存在感があり、ジャズダンスやコンテンポラリーダンスといった分野は、それに対する新しいムーヴメントとしてダンスの概念を刷新する意味を持つ存在となった。現在、それら三分野が総体としてダンス指導者の資格制度を成り立たせている。フランス独特の歴史的・文化

的背景の中、ダンス関係者の様々な議論を経て、ダンスの指導者として備えるべき基本的な（あるいは最低限の）知識や技能などの条件が絞り込まれ、一定のバランスを保った教育プログラムが作り出されていったのである。したがって異なる背景を持つ他の国、例えば我が国で資格制度を構想しようとする場合には、当然、その歴史や環境に見合った制度を独自に考案しなければならない。

Ⅲ. 日本におけるダンス指導者公的資格制度

Ⅲ-1. 日本の資格制度

平成20年3月、文部科学省は中学校学習指導要領の改訂を告示した。新学習指導要領においては、中学校保健体育について武道・ダンスを含めた全ての領域が男女ともに必修とされ、今年度（平成24年度）より既に完全実施の運びとなっている。ダンスの分野については、今般の改訂において新たに「現代的なリズムのダンス」としてヒップホップが採用され、現場の対応が話題にもなった。その必修化を受ける形で新しい資格制度「ヒップホップダンス基本技能指導士」が制定され、この夏までの間に既に2度の検定が実施されている。これまで公的資格が存在しなかったダンス業界において、これは初めての制度である。

日本の資格制度においては、国家資格、公的資格、民間資格の三種が区別されている。国家資格とは、法律に基づいて国あるいは国から委託を受けた機関が実施する資格で、有資格者は知識や技術が一定水準に達していることを国によって認定されるものである³⁾。公的資格とは、国家資格と民間資格の中間に位置づけられる資格で、民間団体や公益法人が実施し文部科学省や経済産業省などの官庁や大臣が認定する資格である。権威のある団体から認定されている資格では知名度があり信用度も高いが、特別な権限が与えられるものではなく、取得者の実力を裏づける意味合いのものである。そして民間資格とは、文字通り民間団体や企業が独自の審査基準を設けて任意で与える資格を指す。民間資格については法規制がない。

今般ダンス業界初の指導者資格として新たに制定され既に検定が行われた「ヒップホップダンス基本技能指導士」は、これらのうち公的資格に該当し、主催・認定機関は厚生労働省認可・財団法人職業技能振興会⁴⁾、その下で一般財団法人ワールドリズムダンス技能協会⁵⁾が実際の運営に当たる形をとっている。

Ⅲ-2. 制度の概要と性格

ワールドリズムダンス技能協会のホームページを確認すると、今年検定が実施された「ヒップホップダンス基本技能指導士」は、実際には「ワールドリズムダンス基本技能指導士」の5つの区分、「FUNK編 ヒップホップダンス基本技能指導士」、「FUNK編 ロッキング・ワッキング基本技能指導士」、「JAZZ編 基本技能指導士」、「ラテン編 チャチャチャ・サンバ・ルンバ・

ジャイブEX基本技能指導士」、「レクリエーションダンス編 ヒップホップダンスセラピー基本技能指導士」の一つであることがわかる。さらに、この5つの区分それぞれが、指導士資格／子供・一般検定(STAGE 1～3, STEP 1～5)／基本・応用・中級・上級などに内訳されていて、結果として資格の種類はかなりの数に上る。このように検定区分が体系化され細分化されているところから、基本的な設計において、この制度は資格を段階的に取得していくシステムとして構想されているように思われる。

協会側が想定する受験者層としては、1)小・中学校、高校の教職員、また将来教育関係へ就職を希望する者、2)スポーツ科等の専門学校の講師、フィットネスクラブ等のインストラクター、3)ダンス教室等の経営者・インストラクター、これから指導者を目指す者、4)医療、福祉、介護等に携わるカウンセラー、リハビリ等のアドバイザーなどが挙げられている。これを見る限り、「ヒップホップダンス基本技能指導士」は、学校教育やスポーツ活動、医療との関連を念頭に置いたものであって、ヒップホップを専門的に教えるための厳格な資格ということではないようである。

検定はこの5月に第1回（受験対策研修参加者111名）、8月に第2回目（同53名）が行われており、協会が実施したアンケートによると、参加者の満足度は総体として高い。期間2日間（検定試験の実施を含む）の検定試験対策の研修内容は、ダンス実技、理論講習の他、心理学講習、ビジネスマナー講座で構成されており、単なる実技講座とは確かに違っている。しかしながら指導法を直接に扱う枠は特に用意されておらず、「自分が踊れるようになること」と「正しく指導できること」との区別は明確ではない。

また、講座の参加費や資料購入費、受験料が生じるのは当然といえるが、資格の取得と保持のためには年会費(12,000円)や更新料(5,000円)を収めることが必要とされているところは、この検定の性格をよく表している。つまりこの資格を取ることには、特定の組織への入会あるいは登録を意味しているということである。受講者、受験者はそれを事前に十分に理解しておく必要があるだろう。

Ⅲ-3. 制度発足の背景

ワールドリズムダンス技能協会が発行したニュースリリース（平成24年4月18日付）によれば、今回の資格制度は、文部科学省による中学校学習指導要領改訂に伴うダンス必修化を受けて、先に記した二者（職業技能振興会とワールドリズムダンス技能協会）の協力により発足の運びとなったとある。文部科学省、厚生労働省といった存在によって公的性格が強調されているが、運営を担い「ダンス教育に精通する」（同ニュースリリース）と謳われているワールドリズムダンス協会は、この

1月に設立されたばかりの歴史の浅い団体である。資格制度発足のこうした経緯に違和感を覚えるのは筆者ばかりではないようであるが⁶⁾、前項に挙げた通りの細分化された資格構造や年会費・更新料といった課金システムなどを全体として見た場合、公的な資格ではあっても、あくまでも特定の一団体が制定した資格であることは念頭に置かれるべきである。この資格や制度の社会的な意味あるいは価値、協会の存在に対する評価などが定まるには、まだ今後しばらくの時を要するものと思われる。

Ⅲ-4. ダンス指導者資格に対する反応

ダンス（をはじめとする芸術）は自由で創造的なものであり、そこに国家や公権力が介入し資格制度を持ち込むことには疑問がある、そうした意見を耳にすることがよくある。評論家や研究者からも同様の発言を聞くことがある。今回、特にヒップホップに資格が導入されたことは、一般に少なからぬ違和感、拒否感を招いたようである。今回の資格に関する個別の問題はさておきとして、そうした主張は果たして表現者と指導者とを区別とした上でのことなのだろうか。

芸術家が表現の自由を求めて既存の価値観に挑もうとすると、そこに公的な規制や方向づけがなされることに拒否感を持つのは理解できる。しかし指導者についてはどうだろうか。資格制度に関する否定的な言説の多くは、表現者と指導者を混同したものであることが多いように思う。その背景には、ダンスの分野において表現者として経済的に自立することが難しく、多くの場合、表現者が同時に指導者であるという実情も働いているのだろう。しかし指導者に対して、本当に資格はいらないのだろうか。これは指導する側の利益の問題だけではない。指導される側として考えるならば、指導内容や教師の資質にばらつきがあっては不都合である。指導者資格は、指導を受ける側の権利を守るためのものだとすることを忘れてはならない。ダンスの指導には質の保証はいらない、全て個性の問題であって当たり外れは相性の問題、怪我をするのも仕方がない、そのような環境が許されるとしたら、果たして芸術に対する理解や敬意、期待感が本当に育まれるのだろうかと疑問に思う。

IV. 結び

フランスにおけるダンス指導者資格制度は、独自の文化的・社会的背景のもと、強制力の強い国家資格として構想されたものである。それはダンスの指導を受ける側に対して「教育内容の質」ならびに「指導環境の安全と衛生」を国家が保証するものであり、その前提に立って、国の定めた指針のもと、指定機関による一貫性のある教育プログラムが用意され資格審査が実施されている。資格制度を設けることの意義としては、分野の質を保持できること、職能について社会的な位置づけが明確になり、就業意識の喚起に結びつくことなどが挙げられる。この

例を一つとして、我が国においても、分野の活動を制限したり拘束力を強めたりする類の資格ではなく、といて単に現状を肯定するような形式上のものでもない、業界に活力を与える制度、日本の文化や経済の発展向上に何らかの寄与する制度を独自に考案することにも、一定の意義があるものと主張したい。

芸術分野における人材育成は、我が国における文化政策の課題の一つにも挙げられているはずである。体系的な教育システムに基づいた指導者資格を制定するなど、芸術に関わる仕事に対して社会的な位置づけを明確にしていくことも、その一助となるはずである。資格というわけではないが、日本における芸術分野についての社会的な称号としては、芸術系大学の学位などを挙げることはできる。しかしながら、ことダンスに関しては大学の専攻も数が限られている上、芸術というよりもむしろ体育系あるいは教育系の専攻に位置づけられてきた歴史があり、その点で音楽や美術とは状況が異なっている。今年になって新設されたダンス分野の公的資格制度も、やはりスポーツ活動の一環としてのダンスという発想に基づくものであった。教育現場においてダンスの必修化が現実となった今、スポーツとしてだけではなく、ダンスを芸術の一分野と位置づけた資格制度、さらにはそれを含む芸術分野全体に関わる指導者の教育や資格の問題についても、議論が高まっていくことを望みたい。

注

- 1) 法令が出された時点(1989年7月10日)において3年以上コンスタントに教えてきた教師に対しては、申請により資格を免除するという措置も採られた。「その後」を見据えた制度の実施に踏み切ったわけである。
- 2) 大学やコンサルヴァトワールでの学習状況等により様々な免除措置がある。
- 3) 弁護士など資格習得が業務遂行のための必須条件となっている業務独占資格や、中小企業診断士などの有資格者だけが名乗ることを認められている名称独占資格、特定の事業を行う際に法律で義務づけられている設置義務資格(宅建など)が挙げられる。
- 4) 昭和23年6月、労働省(現、厚生労働省)の認可団体として設立。技能労働者の養成を図り、日本の労働環境の整備に協力する事を目的とする。
<http://www.shokugyou-ginou.org/>
- 5) 平成24年1月設立。教育・文化・健康の各分野において、ダンスを通じて人々に心身の鍛錬や豊かな心の醸成の機会を提供すること及びダンス業界における雇用拡大に貢献することを目的とし、その目的に資するための事業を行う。
<http://www.worldrhythmdance.jp/>
- 6) みんなの党・松田公太氏の発言に、認定利権や天下りの問題に言及した箇所がある。
<http://ameblo.jp/koutamatsuda/entry-11227210685.html>

参考資料

- Diplôme d'Etat de professeur de danse, Loi du 10 juillet 1989, Direction de la musique, de danse, du théâtre et des spectacles, juin 2002
- 小野田正利、園山大祐「フランスにおける〈知識/技能の共通基礎〉の策定の動向」研究成果報告書『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』国立教育政策研究所 平成18年度調査研究等特別推進経費調査研究報告書
- 小林真理「フランスにおける文化政策と法に関する研究(1)～文化政策における現代的課題」早稲田大学人間科学研究 第8巻第1号1995年

ワールドリズムダンス技能協会によるニュースリリース(平成24年4月18日付) : <http://www.shokugyou-ginou.org/20120420.pdf>
一般財団法人ワールドリズムダンス技能協会 :
<http://www.worldrhythmdance.jp/>

フランス国立ダンスセンター(CND) : <http://www.cnd.fr/accueil>
フランス文化・コミュニケーション省 : <http://www.culture.gouv.fr/>
フランス国立教育・職業情報機構(ONISEP) :
<http://www.onisep.fr/onisep-portail/portal/group/gp>